二四二、猿橋伝馬騒動発端の願書(文久二(一八六二)年

乍恐以書付御下奉願上候

当御領所甲州道中猿橋宿間屋兵右衛門る同宿年寄東五郎、同半左衛門、百姓代七郎 左衛門右三人え相掛り奉訴上候は、年々正月十七日小前一同役席え打寄御伝馬勤方

C 117

弐人之もの共義、同日七郎左衛門宅え小前之内七八人程呼寄及内評、宿方惣小前々 被相頼候趣を以右東五郎、半左衛門、七郎左郎左衛門義福越、去酉年御伝馬勤金差 一式及相談侯実例ニて、当戌年之儀も宿方一統え寄会触いたし候処、前書東五郎外 之処、右え事寄小前之ものとも呼集種々不穏相談いたし候趣、殊ニ纔七八人之申ロ 引銭之分割賦受度旨申之。右は御伝馬割賦等之儀役人共手許において可引拵義ニ無 五郎外弐人義差含有之、惣小前♂被相頼候旨申出候得共、全偽之儀ニて且又役席ニ 役席を立退、半左衛門、 を以一宿小前惣代の申分難心得ニ付右始末及掛候処、東五郎義種々不法之儀中罵、 おいて不法申罵候而已不成、宿方定例之評養妨いたし為差支候段難捨置、第一右体 仕候趣意は、当宿御伝馬勤方之骸難渋之次第も有之趣ニて善右衛門外七人之もの共 のもの其儘差置候ては役向取締ニ拘候段華訴上、一応御糺之上下方示談被仰付熟談 取救東五郎外壱人次ニ問屋兵右衛門え及談候義ニ付、別席相立役前を軽蔑等いたし **♂百姓代七郎左衛門方え申出候は、当正月十七日定例初寄会当日差掛り候義ニ付不** 数奉掛候仕義ニ至候段奉恐入、右之通相分候上は此上兵右衛門においても御願筋毛 候義ニハ決て無之候得共、宿内一体惣代頼有無聢と不突留申出候故行違も出来御手 伝馬勤兼候ものる差出候御伝馬金去酉年分早々割賦可致は勿論、枝郷小倉輜野両所 頭無御座、且御伝馬勤方之義へ難儀ニ不相成様村役人共一同心添諸事深切ニ取斗御 **ゟ問屋え定詰人足之儀は、先規宿定之通取斗候筈ニて双方無申分内済相整候間、** 七郎左衛門義も同様立帰、更ニ相談向決着不仕、右は全東 何

卒以御慈悲内済之趣御閒済御調御免御下被成下置度、一同連印此段奉願上候。 以上

> 九(猿橋町幡野) 二四二 知見芳文家文書五

規模、且つ長期間争われた猿 末の 伝馬に 関する 争い の中 橋宿及び枝郷のものである。 で、大月市地域内で、最も大 貌はあらわれず、ただ伝馬勤 にがあらそわれているか、全 これは事件の発端で、まだな ||五八号及び第二五九号の文 面に出ている。その後の経過 金差引銭割賦の問題だけが表 書を参照されたい。伝馬・助 と結末については、本書の第 郷問題は、一方で幕府に対す 方で、宿内の間屋やそれをと る広汎な反対闘争の展開、他 ここにかかげた史料は、嘉 月市地域でもその事例はきわ 動(助郷村もふくめて)の頽発と りまく旧体制に対する村方騒 めて多い。幕末の諸矛盾が最 いう形で進展・激化する。大

るのである。 も端的にこの問題にあらわれ

文久二戌年正月廿六日 相 11 相 11 顧 当御領所 甲州道中 手 烆 手 λ 猿橋宿 圓 百姓代 郷 年 与頭 問屋 宿 兵右衛門 次 七郎左衛門 半左衛門 東 久右衛門 11 惣左衛門 宿 寄 五 郎 郎

谷 御

村

役 所

猿橋騒動

二五八 猿橋騒動の結末を示す願書 明治四(一八七一)年

乍恐以書付御下奉願上候

海多次郎様御役所え奉出訴候一件、追々引続御吟味奉請罷在候処、今般内済仕候趣 当御庁下猿橋村年寄小前弐拾四人惣代年寄東五郎外壱人、 意左ニ奉申上候。 小前四拾九人よ、同村名主兵右衛門外弐人ぇ相懸不正出入、去ル文久二戍六月中内 井枝郷小倉皤野両組年寄

一、訴訟方ニて申立候は、当村之儀御高弐百四十六石余、宿並家数凢七拾軒余、其 好候間、 外枝郷小倉幡野共一手差配地宿兼帯之村方ニ有之、然ル処相手兵右衛門儀去ル天 一行 儀兵右衛門弟ニモ年寄ニ有之候処、兵右衛門手代と名附、時々役席え携役、権を 保四巳年入役いたし、同人勤役以来地宿取斗向私欲横領而已多、且組頭九左衛門 ニ付非道之取斗追々増長いたし、小前難渋仕詰、捨置候得は終に可及亡村は暦然 無余儀右不正之藤々乍恐左ニ箇条を以御訴訟奉申上候。 役儀為動候ハハ穏ニ可相成と存、去酉正月役入為致候処、都て兄弟馴合

一、拾三ヶ年以前戌年中、当宿字猿橋懸替御普請被 仰付、仕立方之儀御普請役 遣い道不分明之段歎ヶ敷奉存候間、御吟味被成下度段申立候。 は、宿方一統え引請弁金可致筈運印いたし侯程之儀、清算可致は当然之儀、別 難相成旨高声手荒之談有之候得共、右御普請御入用御下知高ニて損金棺立候節 無之抔体能申居、当節≒相成候ては兵右衛門存寄次第之儀ニ付勘定為見届候儀 以難捨置、御普請勘定突詰夫々割渡可申旨、追々及催促候処今以壱ト通御下金 ては已来右橋御普請昔之前同様触当人足助合差出方難渋之闇候儀ニ御座候問旁 代相払候仕来ニて右戍年迚も人足手当可遣筈之処、是亦無沙汰ニ罷在候也。依 其儘差置、且右御普請中隣村々ぇ百石五拾人助合人足為差出遺払、先前ゟ弁当 て数日之間村方掛り切御普諸手伝人足相勤候儀第一厚御仁恵ニ下置候御手当金 御下金無之間、追て皆御下金有之次第仕揚勘定いたし惣小前ぇ割渡可申旨兵右 相成、然ル処右御普請御入用金御下井遣払共兵右衛門一手取斗いたし、半途迄 衛門儀申聞、御普請中凢八ヶ月之間日々人足遣払に今御下金無趣ニて拾ヶ年来 い村人足え手当いたし候得共、大半無手当ニて遣払、尤御入用高三分通も其節 て相手九左衛門六人之もの立会、同九月♂村内人足日々罷出、亥四月中皆出来 様方御附添宿方請負ニ被 仰付、右御普請中宿方惣代世話方として其節年寄ニ

、相手方差上候は、去ル拾ヶ年已前戍年中、当宿字大猿橋懸替御普請地元受負 其上右御普請世話方之内病気其外差支之もの有之、為突合清勘定自然後れ侯儀 取掛場合、道中日經御改御出役被為在御座、地役人共手廻兼、無拠差延罷在、(rr) 割渡旨申聞候抔、案外之儀ニて、全体去ル亥年御普請皆出来之節諸向清勘定可 抔其外御入用高三分通御下金無之候間、追て皆下金有之次第仕揚勘定いたし可 不申候て無差支出人足可有之道理無之、然ルヲ村人足ニ限御嘗請半途ゟ無手当 郎、清次郎、六右衛門都合八人世話方ニ相立諸般取斗方いたし、夫々手当差遠 其節之組頭才助、年寄源右衛門、同九左衛門、小前ニては百姓甚右衛門、喜三 共、右御音請仕立方之儀は御普請役様御附添御厳重之儀ニて、名主兵右衛門、 右御普請御下金兵右衛門一手取斗ニて村人足えは無手当ニて遺払候旨申立候得 ニ被仰付仕立中、村方人足掛り切ニ罷出居候処、半途迄は人足賃銀相渡候得共

相手方答弁

ニて、旦亦隣村々る百石五拾人助合人足え先々る弁当代相渡候仕来之申立候得

事故で清算がおくれただけ

二五八 知見芳文家文書六

二(猿橋町幡野)

年間にわたり争われた猿橋宿 間同様の問題が存在しつづけ 二(一八六二) 年六月の出訴以 れており、しかもそれが文久 た。ここには幕末期にもって 年十二月、内済を以て落着し るように、明治四(二八七二) の村方騒動は、この史料にみ していただきたい(なお文中の 以て終了している点にも注目 たことになる。村内民主化を 来明治まできたことは、その いた諸矛盾が集中的にあらわ 文久二(二八六二) 年から十

(嘉永三〈一八五〇〉年)

年であることに注意されたい)。 千支の起点は文久二へ一八六1 ▽

c = 1

猿橋懸替費 用・人 足 問 題

隣村へ助合人足さし出させ

る

御吟味被成下度段申立候。 之候間、早々突合決算いたし、巨細為見届候様可仕候間、彼等偽り申懸候始末、 有之抔無跡形偽リ書綴申上候得共、勘定合之儀は素ゟ兵右衛門一己之取斗ニ無 清算之儀、是迄度々及談候得共前奉申上候通世話方のもの病気其外為突合区々 突詰候節へ足し金相立候儀を兼て世話方之もの共えも申闍、兵右衛門よハ勘定 躰右橋御入用御手当御下ヶ金ニてへ諸色高直御音請仕揚遣払ニ引足兼、諸勘定 振合ニも弁当代等差出候儀骨て無之、全訴訟人共能書錺り候迄之儀ニ有之、一 ニモ決算相後候儀之処、勘定突誥之儀催促および候迚、兵衛門高声手荒之談事 共、右は御支配御役所る近村々ぇ高役人足御触当被成下候儀ニ付、先規橋掛替

- 、訴訟方ニて申立候は、九ヶ年以前寅年中当村御高札懸所朽腐候ニ付、建替善 入候用材之分自己之造作:相用、大胆押領之所行、御吟味被成下度段申立候。 渡被下置候大切之御高札ヲ、既ニ九ヶ年来廃し置、前文申上候通普請金取立買 普請可致体ニ無之、年来御高札不懸置、乍恐勧善懲悪之御趣意を以為御取締御 品之儀、兵右衛門自分造作向其外え追々遣い払ひ、御高札場今以敷石而已ニて たし郷中え人足触当為持え建置候処、翌辰年前書高札場礎いたし候得共、右木 御年貢と一同之取立、翌卯之年当郡立野村下畑組平兵衛立林買取、伐木角取い 請いたし候趣一統え相触、入用として金廿五両と覚小前高割いたし、 同年二納
- 一、相手方答上候は、当宿御高札懸所、年来相立朽腐候ニ付、寅年中建替入用小 以前午年中病死旁御高札普請仕立方延引相成候儀ニ有之、然ル処右木品兵右衛 上屋根屋職人之内、上谷村用右衛門儀は既ニ手附金迄相渡置候処、去ル五ヶ年 戸表『親病気之趣為知来立帰り候積を以出府いたし、其後同人出向方延引、其 取運礎出来相成候事故、普請取懸り候心組ニて其節当村ニ罷在候下谷坂本町大 挽手間代、屋根板手間賃銀払、礎石工作料等夫々渡金いたし、材木屋根板等迄 前一統と相談之上金弐拾両割付取立いたし、願人共申立之通木品買取、 工吉五郎と申ものぇ右普請渡方いたし、最早木ロ割振等いたし候折柄同人儀江 見分被成下候へれ眼前可相分儀ニ御座候間、全申懸之次第御吟味奉顧上度段等 根板等迄聊散乱無之様囲置候儀ニて、兵右衛門方自用ニ遺払候儀決て無之、御 門自分遣作向其外え追々遣払普請可致体ニ無之抔取留儀申立候得共、右木品屋 ・杣・木
- 之、甚後暗き取斗ニ付、此段明細御吟味被成下度段訴上。 仰付候由之処、小前方荒地引方不相立、第一未年格別之損地出来候儀無

一、相手方答上候は、去ル未年七月中両度前代稀之大風雨、

、訴訟方ニては、四ヶ年以前未年中、田畑川欠損地四拾石余奉願上御年貢御引 方被

り職人であることに注意 屋根屋職人は上谷村の人 大工が江戸から来ている渡

相手方答弁

一八五四年) 高札場改築問題(安政元年

安政六(一八五九)年七月大 相手方答弁

風雨

当郡村々田畑山崩川

川欠損地問題(安政六年—

八五九年)

此段御賢慮奉願上候、 偕亦未年荒地半高御引方御沙汰以前御年貢勘定仕揚相成

升九合荒地相立候得共、麦作取入後之損地ニ付同年之儀は半高御年貢引方被仰 得共、小前方荒地引方不相立第一未年格別之損地出来候儀ニ無之後暗き取斗い 儀無之、然ルを訴訟人共申立候は、四拾石余損地奉顧上御年貢御引方被仰付候 割付目録進小前銘々持高ぇ割賦取立上納仕候儀ニて、毛頭私欲不正之取斗仕候 付、翌申ゟ去酉両年之儀は荒地高皆御引方相成候ニ付、御年貢取立方之儀は御 欠石砂入等夥銷、私共村方之儀両度御支配様御見分奉請、御高三拾壱石弐斗五 分被為在候儀ニて、 たし候抔申立候得共、村役人自己之取斗とは事変、御支配御役職♂御出役御見 全損地無之場所荒地ニ可相立様無御産、 余り不法之讒訴、

弁当代は出さない

両年取立押切帳御熟覧之上、 以御引方不相成、兵右衛門私欲罷在候抔不容易畿申懸、冏人身分ニ拘候儀ニ付、 且亦申酉両年之儀は御引方御割附通小前持高ぇ割付取立御上納仕候儀之処、是 右躰之儀惣代ニ相立候段不法之仕成と奉存候間、此段御賢慮被成下度頴上候。 取候もの暦然有之、第一惣代之七郎左衛門等は多分は御年黄連年不納乍龍在、 抔申立候段、甚以難得其意、前率申上候進彼等問意之内ニも夫々御引方割渡請 り小前方す不相納分相嵩候故願人共自分と等閑居今更体能御引方割渡し不仕候 も有之候得共、右は正御年貢不納辻え見競候得は御引方之分ニては引足不申誥 引方割合相渡御年貢請取帳え相記、御年貢幷諸入用等不納入之分は清算致もの 引直し候ては夫々入狂出来候ニ付、 御厳重御吟味被成下度段答上。 其儘取立、尤半高御引相納候もの共えは 御

- 、訴訟方申立候は、兵右衛門動役中御年貢取立方ニ付品々訝敷儀御座候間、 赋取立共巨細見届方被仰付度段申立。 割
- 一、相手方答上候は、御年貢取立方御割付御目録進小前銘々持高え割付取立上納 年来帳面為見届候ては際限無之、尤何之年何の麻ニ不正有之哉的証を以申立候 仕候儀ニて、其年々村内大小之百姓役宅ぇ打寄都て取立巨細見届方為致候儀ニ 上は、為見届候様可仕旨答上。 彼是兵右衛門取斗向兼て心得乍罷在、意地悪敷所存を疑惑探り迄之儀ヲ以
- 、訴訟方申立候は、五ヶ年以前午年中暴蕩病流行いたし多人数相煩候ニ付、 右之内五俵は当村枝郷小倉幡野え貸渡、残七俵分兵右衛門儀村内利助え売渡代 百三拾文ツツ取立押領至極之始末御吟味被成下度段訴上。 金私欲いたし候而已ならす、剰右籾返納之儀、翌申二納御年貫え組込軒別銭六 別之以御仁恵翌年春中急夫食として御囲籾拝借被仰付、拾弐俵御下ヶ相成趣、 格
- 仕度中立ニ付、其節利助ゟ預り金手形兵右衛門方え取置相預、右籾返納方之儀 相預置銘々病災危難遁候願果として氏神諏訪春日両社ぇ幟奉納いたし候手当ニ 幡野え貸渡、残七俵は宿内一同相談之上利助え代金五両にて売渡、右金利助え 儀ニて、訴訟人共始一同及相談取斗置候儀を、 残て利助方え預ケ金三両之内ニて籾付運駄質其外入用銭四貫八百文相賄龍在侯 入、追て小屋懸入用取立候上之間、右金之内弐匁小屋入用に遣払候儀ニ有之、 跡小屋補理方入用差支、 百姓孫七、 は宿内一統え割合買納仕候義ニ有之、然ル処去ル申年中村内番人小屋焼失ニて、 相手方答上候は去未春中御囲籾拾弐俵拝借御下相成内、 清七、 網蔵、 縫左衛門 / 利助方・一札差 今更兵右衛門私欲罷在候抔案外 五俵は当村枝郷小倉
- 一、訴訟方ては、寺社領と唱村内大小之寺社夫々え畑地備置、小作人有之、右小 年来之積金同人私欲いたし罷在候。御吟味被成下度段訴上。 古例仕来之処、兵右衛門儀近来寺社修復有之節は氏子一統え入用割懸取立前文 作浮徳金年々寺社修復料に名主手許え積金ニいたし置、右金ヲ以修復いたし候

之申懸ケ、此段御吟味奉願上度段答上。

再建仕、其外当宿内拾弐社之分、年々右金ヲ以大小破修復仕居候儀、尤氏神本 之寺社修復いたし候仕来ニて、去ル廿五ヶ年以前、戌年大猿橋鎮守山王権現宮 社修復之節は入用高、 相手方ニては、 寺社領修復備畑地小作金之儀、年々名主手元え預り置、大小 氏子一統え割賦取立いたし候仕来ニ有之候処、何等之子

相手方答弁

氏神本社修復は氏子へ割賦

細ヲ以年来之積金兵右衛門私欲罷在候趣申立候哉、

余り不都合之申ロニ有之、

寺社小作浮德金不正使用問

題

番人小屋焼失事件

病災危難遁れの幟奉納

相手方答弁

,

コレラ急夫食不正 問題(安

政六年し

諸帳面を見せないこと

相手方答弁

年貢とりたて方不正問題

私欲との申分難得其意、此段御吟味奉願上候。尤役儀交代之節は手許過不足取 調役ぇ引渡候仕来に御座候旨答上。 素より名主手許え預り置入用可遣払趣意之金子、兵右衛門手許え預り有之候迚

御下金え右定式出金分を合し、不足仕候節は前文五ヶ村惣高え割付出金いたし 三拾両割合出金いたし、小破之節は自普請いたし、大破之節は御普請願上入用 加之渡先えは陸々不相渡私欲罷在何共疑鈍、此段御吟味上被成下度段申立。 **箇村一躰之高割、右体甲乙可有筋無之処当村分ニ限り右前条余斗之取立いたし、** 出銭いたし候処、 候処、当村之儀は出金余分ニ付不審ニ存候処、尚去酉年同御音請入用之儀同様 被仰付候砌、前文之通足金割付、兵右衛門る触当通出金仕、其後組合村々承合 **倏仕来に有之、然ル処四ヶ年以前未年中大風雨出水ニて右堰流失いたし御普請** 訴訟方ニては当村外四ヶ村組合御普請所堰之儀、 同節は別て外村々る割合余分之取立ニ相成居、前申上候通五 惣高合千三百石余え定式金

指出来、右之分は正人馬相動候もの共え可割渡之処無其儀、兵右衛門間屋勤役 之道法も手違、水揚人足時々往返之儀も手近村方之振合ゟは人足数等相増候得 在候旨申立候得共、当村之儀は御普請井地流末ニて、御場所井倉村九鬼大口迄 達無之候得共、其後右御普請所模様替相成、当時は小破之節は自普請懸り高を 、相手方ニては、五ヶ村組合御普請所堰之儀、三拾ヶ年以前迄は定式金三拾両 在候間、不残出金割賦割仕候様被仰付度段訴上。 調之上済方之砌差向去酉壱ヶ年分割渡相成候得共、其前廿八ヶ年分今以取込罷 中弐拾九ヶ年分手元え取込私欲罷在、既に当正月中兵右衛門ゟ逆訴仕候一件御 方雕儀ニ可拘筋無之、然ヲ私欲との申立難心得、此段御吟味奉願上度段答上。 立候得共、仮令少々渡不足之分有之候共其ものへ兵右衛門相対之儀ニて、聊村 花咲村下組井上武右衛門義年々世話方ニ相頼人足遣払等之儀は同人相弁居候儀 は外村方割合とは甲乙有之候て正然之儀と奉存候。旦御普請仕立方之儀は近来 金之儀組合外四ヶ村振合よ、当村分ハ余斗取立、尚去酉年迚も同様取斗私欲罷 は是亦前同様割合取極ニ有之、然ル処去ル四ヶ年已前未年中右堰流失御普請足 以組合村々高割ニいたし、大破之節は御普請顧上御入用御下金ニて、不足之分 組合村々惣高割ニいたし、小破之節自普請、大破之節ハ御普請願上候仕来ニ相 ニ付、御糺被成下候ハハ顕然可相分、猶亦渡先えは陸々不相渡世抔種々悪意申 訴訟方ニては当宿御伝馬勤兼候もの共よ壱人ニ付壱ヶ年三分ツツ勤料として

一、相手方ニては、 儀無之、 答上。 **書余分勤御伝馬請渡残金之分ヲ以追々請取呉候様申之、任其意取斗来候儀ニ** 兵右衛門手許一手立替ニ相成居候処、右入用村方よ一時出金難渋之旨ニて、前 等所々宿諸罷在漸御歎願之趣意相立一件落着は仕候得共、右用向九金四拾両余 御役所又は江戸御奉行所等え度々薂願ニ罷出、弐ヶ年之間宿方惣代井村役人共 杭相立度段奉願上、右ニ付其筋♂宿方故障有無御糺有之、右は傍示杭相立候て **陰儀は相違無之、右は去ル廿八ヶ年以前未年中当宿年寄安太郎儀其以前江戸表** 其余は兵右衛門手元ニ有之候得共、同人手元立替之分え見競候ては未タ引足候 は難決之旨宿方惣代井宿役人共ゟ奉願上候ても御聞済不相成ニ付、無余儀石和 て、尤右之内ニて去ル天保九戍年当宿前後え傍示杭相立、右入用金六両余遣払 **え罷出居、御納戸御用相勤、其節同人儀当宿方え御納戸御反物取扱御用所傍示** 乍併訴訟人共疑惑有之候ては不宣候間年々差引残之分取調為見届度段 御伝馬金勤残之分村内一同相談之上兵右衛門手許え相預り置

御納戸御用

857

相手方答弁

右衛門 久二年―一八六一年) 世話方は花咲村下組井上武 伝馬勤銭不正使用問題

굿

相手方答弁

五ヶ堰費用高割り問題

勤銭を立替分にくみいれる

一、訴訟方ニては、中馬と唱信甲駿三州よ武相両国え附通候馬役口銭之儀請負人 相成、 地馬差別ニ不拘附送荷品ニ寄ロ銭請取来、此儀は当宿ニ限候儀ニ無之、拾六ヶ 故 馬差給等え引当、不足之分へ小前一続え割賦取立候仕来有之、ロ銭之儀は中馬 ツ之処、甘ヶ年以来弐文増拾文ツツ請取来、猶更近年馬荷出旁先年よハ多分ニ 足之分年々取立候分不少、小前難渋仕、殊ニ右ロ銭之儀先年へ壱疋ニ付八文ツ 有之、右請負金問屋方え請取宿入用ニ遣払、 **込候ニ付追々中馬ロ銕減少いたし、右請負高減し候間宿用雑費叉引足不申右不** 取来、然ル所兵右衛門勤役以来中馬荷之内ヲ勝手ニ地馬之趣申名付、自分ぇ取 米穀塩其外宿内附通り候馬荷之分、地馬口銭と唱此分は給分なして間屋方え諸 相立、右不足之節ハ軒別ぇ割附取立候仕来、且又隣宿村々馬士共当郡産物或ハ 相手方答上候は、 却て減少仕候儀、 依ては取上り高格別ニ可相増之処、右様問屋手元ぇ取込候分多く相成候 中馬口銭之儀は年々入札を以請負人取極、 眼前非分之取斗御賢祭御吟味被成下度段訴上。 余之分は小前一統え断之上遣ひ道 右之分宿入用井

御座、此段御賢察奉願上設旨答上。 之、銘々難渋申之候処、権威押付之取斗を以強て取立候。飽迄不当之仕成御吟 諸入用凢金三拾兩余、弘化二巳年中小前一統ぇ高割出金可致旨談有之ニ付、 味被成下度段訴上。 は兵右衛門自用ニ借請候不正御吟味相成候儀ニて、村方において出金可致筋無 り金子借請自用ニ遺払候段達御聴、 訴訟方申立候は、去ル天保十二丑年御年貢立替金ニ名付、郡中身元之ものよ 於 御奉行所御吟味之上御咎被仰付候一件 右

宿一体之儀ニて外宿内御糺被成下候ても顕然相分候儀、聊非分之取斗仕候儀無

- 一、相手方答上候は、去ル天保十二丑年御年貢立替金、郡中身元之ものる不納村 村々 統え割賦取立いたし候儀ニ相違無之。然ル処兵右衛門自用ニ借請候儀ニ候得共 右立替金借請罷在候ニ付、其段牽申上候処追御吟味之上全小前不納有之ニ付御 村ニおいて然ル処、訴訟人共申立候通如何ニ風聞入御聴、右立替金借請候当郡 致筋有之間鋪、此段御賢慮奉願上度答上。 前書四拾両余之諸入用如何様権威押付之取斗いたし候ても小前一統とて出金可 懸り、右入用未進人而已え割賦取立候ては難渋ニ付、村方一同相談之上小前一 差構無之段被仰渡帰村被仰付候得共、右一件宿誥中諸入用之儀は金四拾両余相 御奉行所御召出御吟味御座侯処、当村之儀は全小前方御年貢不納人有之、
- 定見届被仰付銘々安堵御百姓永続相成候様被仰付度段訴上。 手之もの共を召出前顕之始末御賢慮被成下逸々御吟味之上兵右衛門勤役中諸勘 転外無御座薂ヶ敷実々難渋ニ迫リ無余儀御訴訟奉申上候何卒格別之以御慈悲相 申威、夫銭書上帳等強談を以印形為致、殊更貯殻并百日夫食囲穀取斗等何共疑 難算尽、同人動役中御年貢割賦其外都て諸帳面類見届申出候ても相手之もの共 深く驕慢増長いたし、其上剛気甚敷私欲不正は勿論、平日非分押付之所置逸々 **馴合一同ニ彼是申為見届候儀無之、就中兵右衛門儀及再応候得共役権弁舌ヲ以** 相手方ニては前書ヶ条之外、兵右衛門奸智慾情深く驕慢剛気甚敷非分押領之 訴訟方ニては前書箇条ヲ以率申上候通ニて、一躰兵右衛門饑、 此上兵右衛門兄弟馴合不当相募捨置候得は一村與廃ニ拘り、 終ニは可及退 生質奸智慾情

e 10-

兵右衛門に対する非難

所置逸々難算尽、組頭九左衛門と兄第合ニて万事馴合、貯穀等百日夫食囲穀取

兵右衛門の反論

斗向等疑數捨置候へへ一村興廃拘り終ニは可及退転外無御座抔事大造ニ書綴り

中馬口鐵不正使用問題

地馬口銭

中馬口銭は十文

相手方答弁

貧立替金問題 天保十二 (一八四一) 年御年

相手方答弁

 研究 中寄 年寄 中寄 小倉組 中寄 小倉組 「同 花田流三郎 小倉組 「一 花田流三郎 小倉組 「一 小宮山義右衛門命 「「一 小宮山義右衛門命 「「一 小宮山義右衛門命 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「」	第四十二月 明治四末年十二月 明治四末年十二月 第 第 第 第 第 第 第 二 月 (二 二 月 (二 二 月 (二 二 月 (二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	「「ない」」「「「「「「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	 ・ 加 ・ 一 ・ 加 ・ 一 ・ ・ 	出訴、兵右衛門分/11、現職 4 相成、実々聽忍既 6 個人2 内と昭右衛門物 一体之人2 早 4 納力14 職業 4 相成、実々聽忍既 6 個人2 内と昭右衛門物 一体之人2 早 4 納力14 職業 4 相成、東々聽忍既 6 個人2 内と昭右衛門 6 第二十字程 - 相当候様表介相長数 第一字分考末 - 載雲道人半右者門領も天禄九皮3 中記十二字4 人口 6 第二十字程 - 相当候様表介相長数 第一字 4 読力之見 4 納力14 職業 第一本 4 間調中 5 秋 2 人之会実意 - 取資人人之会実意 - 取調算手能 1 日前初2 6 の次用第9 労、兵右衛門領地 においても国家的学人人之会実意 - 取資人人之会実意 - 取調算手能 1 日子程 - 相当候様表介相長数 4 一体之人礼 2 で、名主問屋之間役 井組頭老人止之病史。金校不容易非難申整優得此、6 一 6 下一村字程 - 用書候様表介相長数 5 一村子程 - 用書候様表示 1 日子宿町一種美術之名 6 空入和猶予非職上双方席 4 派取之例 4 定 5 一村子程 - 日書候様表介相長数 5 一村子程 - 日書候様表示 5 一村子程 - 日書候様表示 5 一村子程 - 日書候様表示 5 一村上 4 一体之入礼 2 で、名主問屋之間役 井組頭老人に本村之内、組頭式人は小倉師所創 2 二方金人用連用列下, * 転上版以上。 5 一村上 4 二方 5 二百 5 二村之 5 二村之一間 5 二日 5 二月 5 二月 5 二日 5 二月 5 二日 5 二日 5 二月 5 二月 5 二日 5 二日 5 二日 5 二日 5 二日 5 二日 5 二月 5 二日 5 二月 5 二日 5 二月 5 二
			一村一体の 和頭・ 百姓代 退役 制 聞	体之入札とて、名主問屋之両役幷組頭壱人は本村之内、組頭弐人は小倉幡野両組足役、就てハ組頭百姓代とも一同退役いたし後役差定之儀は本村枝郷ニ不拘一村退役、就てハ組頭百姓代とも一同退役いたし後役差定之儀は本村枝郷ニ不拘一村正で件御調中之処、左之名前之もの立入御猶予奉願上双方篤と承糺候処、願人申立二件御調中之処、左之名前之もの立入御猶予奉願上双方篤と承糺候処、願人申立二件御調中之処、左之名前之もの立入御猶予奉願上双方篤と承糺候処、願人申立正子では満て、知道百姓代とも一同退役いたし後役差定之儀は本村枝郷ニ不拘一根 したし候積、且兵右衛門儀論中旁数年来引続役儀相勤居候儀ニ付問屋名主両役共今 たし候積、且兵右衛門儀論中旁数年来引続役儀相勤居候儀ニ付問屋名主両役共今 たし候積、五月七〇十二年の御後之取斗も有之、疑念ヲ生し論立斯年来差縺候次 にもいて毛町和後不正之億無御何度段答上。

谷 御 村 役 所

> 下 同 吉 田 名 村 主 玉 立 上川 入 谷村 人 名 村主 夏狩村 同 同 同 小倉村 闻 相手 郷宿 可 栺 組 頭 年寄 組頭 組頭 百姓代 名主 手 大野九左衛門師 年寄 年寄 年寄 小 前 千見宗八卿 拾九人惣代 小沢啓大郎 千見与惣兵衛師 奈良吉右衛門凾 斉藤幸平卿 高木宗右衛門命 幡野兵右衛門命 渡辺太四郎砲 牛田八郎 原 志村三平卿 正 作 郷宿 夏狩村年寄(同右) 下吉田村組頭(同右) 玉川村名主(同右) 上谷村名主(立入人) 小倉村組頭(相手) r.

橋野組

原は郷宿の人間

明治五年猿橋村一件入用割合自得連印帳 前書之通我等立会割賦いたし候処相違無之候已上。」 右は去ル文久二戌年よ明治四未年迄不正出入一件、 一、不正出入一件入用懸リ高総計 一、金千三百拾壱両弐朱銕弐百八文 明治五年壬申九月 金子相違無之候。依之承知印形仕候以上 入用総掛リ高書面之通割合出金可仕筈今般右定候。 一、金弐百九両三分銭三百六拾三文 一、金三百四拾四両弐分弐朱銭五百文 一、金七百八拾六両弐分三朱 宿方出金之独 此割合 上谷村 小倉組 幡野組 都留郡猿橋村 司 司 右同断 同断 同断 闻 同 同 出入一件惣代 同断 枝郷小倉組出金之積 出入一件惣代 出入一件惣代 同断幡野組出金之積 断 断 断 断 断 奈 千見 森 鈴 奈良甚右衛門印 奈良七郎左衛門⑪ 原 矢 花田与三郎卿 幡 野 久 兵 衛卵 千見与惣兵衛印 Ŧ 杉本治右衛門凾 小宮山義左衛門 @ 小宫山義兵衛師 見久四郎卿 木 良 桐 Л 亦 賀 正 宗 小 伝 -----蔵剛 作回 郎 啣 蔵回 八回 八回 大な問題であった。 問題は宿と助郷村にとって重 なければならないほど、この いう巨額な費用をかけて争わ である。総計千三百十二両と その割りつけ方に関するもの 終った段階での、支出総計と 猿橋宿伝馬をめぐる大争議が まる十年にわたって争われた 明治四(一八七一)年という、 の、文久二(一八六二)年から 四二であつかってきたところ 八(猿橋町幡野) 小倉組出入一件惣代 猿橋村出入一件惣代 この史料は、史料番号二 **幡野組出入一件惣代**

二五九 猿橋騒動費用連印帳 明治五(一八七二)年

二五九 知見芳文家文書六